

○ 農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、単体普通出資等Tier1資本の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号。以下「基準告示」という。）第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下同じ。）、単体その他Tier1資本の額（基準告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下同じ。）及び単体Tier2資本の額（基準告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</p> <p>2 前項の単体普通出資等Tier1資本の額の算定に当たっては、基準告示第十七条第一項第二号に掲げる額のうち、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第二号に規定する</p>	<p>（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、基本的項目の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「基準告示」という。）第十七条第一項に規定する基本的項目の額をいう。次項において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第十八条第一項に規定する補完的項目の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。</p> <p>2 前項の補完的項目の額の算定に当たっては、基準告示第十八条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額は基本的項目の額を上限とする。</p>

繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、単体Tier2資本の額は、単体普通出資等Tier1資本の額に単体その他Tier1資本の額を加えた額を上限とする。

3  
(略)

(連結自己資本の額に加える調整)

第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額（以下この条において「調整連結自己資本額」という。）は、連結普通出資等Tier1資本の額（基準告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Tier1資本の額（基準告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Tier2資本の額（基準告示第三条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

2 農林中央金庫が関連法人等（農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）を有する場合には、調整連結自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1

3  
(略)

(連結自己資本の額に加える調整)

第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額（以下この条において「調整連結自己資本額」という。）は、基本的項目の額（基準告示第五条第一項に規定する基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第六条第一項に規定する補完的項目の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

2 農林中央金庫が関連法人等（農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）を有する場合には、調整連結自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した基本的項目の額及び補完的

資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 前二項の連結普通出資等Tier1資本の額の算定に当たっては、基準告示第五条第一項第二号に掲げる額のうち、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通出資等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5 (略)

項目の額の合計額に当該関連法人等の基本的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の基本的項目の額」という。）及び補完的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。

3 前二項の補完的項目の額の算定に当たっては、基準告示第六条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額は基本的項目の額を超えない額とする。

4 前項の規定は、関連会社の基本的項目の額と関連会社の補完的項目の額の算定について準用する。

5 (略)

